

水循環基本法と水循環基本計画

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和元年7月29日



1. 水循環基本法

水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上



第1回水循環政策本部会合(平成26年7月18日)
で挨拶する安倍内閣総理大臣

水循環政策本部－内閣に設置－

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
水循環政策本部長:内閣総理大臣
水循環政策副本部長:内閣官房長官及び
水循環政策担当大臣
水循環政策本部員:すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

2. 水循環基本計画 (平成27年7月10日閣議決定)

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

3. 水循環基本計画の見直しに向けて～ 水循環基本法における記載内容と今後の取組 ～

- 水循環基本計画は、おおむね5年毎に見直しを行い、必要な変更を加えるものとされている。
- 現行基本計画(平成27年7月閣議決定)の見直しに向けて、「水循環施策の推進に関する有識者会議」(有識者会議)を平成30年10月から開催。次期基本計画の策定を令和2年に予定。

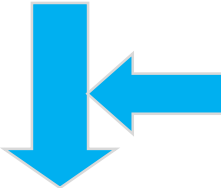
水循環基本法(抄)

第13条 第5項

政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第2回幹事会(平成30年9月11日)

現行基本計画の見直しに関する検討内容と今後の予定を確認するとともに、有識者から幅広い意見を聴取するため、有識者会議の開催を了承



- ・ 現行基本計画における水循環に関する施策の効果に関する評価(レビュー)を実施
- ・ 有識者会議を設置し、専門的意見を伺いながら、重点的に取り組む施策や追加すべき新たな視点等について議論

第3回幹事会(今回:令和元年7月29日)

レビューの結果を報告するとともに、次期基本計画において重点的に取り組む主要内容を事務局から提示

今後の取組

重点的に取り組む主要内容に沿って、次期基本計画の骨子及び本文を検討

3. 水循環基本計画の見直しに向けて ～ 有識者会議の開催状況 ～

「水循環基本計画」の見直しに際し、水循環に関する施策のあり方について意見を聞くことを目的として、「水循環施策の推進に関する有識者会議」(有識者会議)を開催。

有識者会議の構成員

(令和元年7月4日現在)

| | |
|-----------|----------------------|
| 沖 大幹 (座長) | 東京大学未来ビジョン研究センター教授 |
| 笹川 みちる | 特定非営利活動法人雨水市民の会理事 |
| 指出 一正 | 株式会社木楽舎取締役月刊ソトコト編集長 |
| 滝沢 智 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 武山 絵美 | 愛媛大学大学院農学研究科教授 |
| 立川 康人 | 京都大学大学院工学研究科教授 |
| 辻村 真貴 | 筑波大学生命環境系教授 |
| 古米 弘明 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 保井 美樹 | 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授 |
| 山口 浩 | 千葉県県土整備部河川環境課長 |
| 吉富 友恭 | 東京学芸大学環境教育研究センター教授 |

(五十音順・敬称略)

有識者会議の開催状況

| | |
|------------|---|
| 平成30年10月9日 | 第1回: 最近の水循環施策の取組状況などについて意見交換 |
| 平成31年1月15日 | 第2回: 水循環の目指す姿と今後必要な対応などについて意見交換 |
| 平成31年4月24日 | 第3回: 次期計画期間で重点的に取り組む内容と水循環の目指す姿について意見交換 |
| 令和元年7月4日 | 第4回: 水循環施策の効果に関する評価と次期計画期間で重点的に取り組む内容について意見聴取 |